

旅行条件(要旨)

※お申込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は、（一社）みなみ阿波観光局（海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 徳島県知事登録旅行業第3-167号（以下「当社」といいます）が実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社との募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発日までにお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行契約の部によります。

●お申込み方法と契約成立時期

当社指定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申みください。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。電話・郵便・ファクシミリ・インターネット等でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して原則として3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。尚、お申込金のお支払いが確認された時点でお申込みとして取り扱います。

国内申込金一覧表

内

国内申込金一覧表

旅行代金 (お一人様)	1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金	2,000円	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

●お申し込みの条件

未成年の方のお申込は保護者の同意書が必要です。満7歳以上の方は医師の診断書の提出をお願いする場合があります。いずれの場合もお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

（満80歳以上の方は、同伴者の動向を条件とさせていただきます。）

●旅行代金の適用

参加されるお客様のうち満12歳以上は大人料金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上・クルーズ利用コースは満2歳以上）12歳未満の方は子供料金になります。

●旅行代金に含まれないもの

本パンフレットに含まれている旨表示してある交通費・観光料金・宿泊料金・食事料金・添乗経費・その他特記事項にかかる経費以外は本ツアーには含まれません。通常お客様が必要と思われるその一部を表示します。

（1）超過手荷物料金（2）クリーニング代・電報電話代・ホテルボーカー・メイド等に対する心付け、その他追加飲料等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料（3）ご希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金（4）傷病、疾患に関する治療費

●旅行契約内容・代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、契約の内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することができます。著しい経済情勢の変動により、通常予測される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することができます。その場合は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって8日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。

●お客様により旅行契約の解除

お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

旅行代金：60,000円（取消料は旅行代金から換算となりますのでご注意下さい。）

宿泊取消料	旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除 及び無連絡不参加者
	21日前	20日～8日前まで	7日～2日前まで			
	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%		旅行代金の40%	旅行代金の50%
					旅行代金の100%	

※旅行代金が所定の期日まで入金がなく、当社がお申込をお断りした場合も上記の取消料をお支払いいただきます。

お客様は下記に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。（一部例示）

（1）旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。a.旅行開始日または終了日の変更、
b.観光地・観光施設・その他の目的の変更、c.宿泊施設の変更、d.宿泊施設の客室の種類・施設・景観の変更

（2）旅行代金が増額された場合

（3）当社が確定日程表を標記の日までに交付しない場合。

（4）当社が出来に帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

●最少催行人員

お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することがあります。

この場合は旅行開始日の前日から起算して、6日目（日帰り旅行について、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金は、全額お返しします。

●当社の責任

当社は、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程保証

当社は、別表①に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。（又は、お客様の了承の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。）

別表① 変更補償金（率）

変更補償金の額 = 1件につき下記の率 × 旅行代金 当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに、お客様に通知した場合	旅行開始日以降に、お客様に通知した場合
[1] パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2] パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他旅行の変更	1.0%	2.0%
[3] パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額）パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
[4] パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
[5] パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6] パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
[7] パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
[8] パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9] 上記 [1]～[8] に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアーカードに記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：[9]に掲げる変更については、[1]～[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。

注3：1件とは、運輸機関の場合は1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1該当

注4：[4]～[7]～[8]に掲げる変更が1乗船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：[3]～[4]に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：[4]運送機関の会社名の変更、[7]宿泊危難の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをおいいます。

注7：[4]運送機関の会社名については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。当社は天災地変等の免責事項の場合は、変更補償金及び見舞金をお支払いいたしません。

変更補償金の額は、お客様おひとりに対して旅行代金15%を限度とします。また、変更保証金の額が千円未満であるときは、お支払いいたしません。

●お客様の責任：お客様の故意又は過失、法令または公序良俗に反する行為または当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が被害を被った場合、当社の当該のお客様から損害賠償を申し受けます。



みなみ阿波



一般社団法人 みなみ阿波観光局

徳島県知事登録旅行業：第3-167号

旅行業務取扱管理者：勝瀬智史

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天17-1

TEL：0884-70-5880 FAX：0884-70-5881

E-mail：shikoku@minamiawa.jp